

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

特定法人の電子申請の義務化と 健康保険組合における電子申請環境について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、政府全体で行政手続きコスト（行政手続きに要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定法人（資本金 1 億円超の法人等）の事業所様が社会保険に関する手続きを行う場合、令和 2 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から 3 届出（算定基礎届、月額変更届、賞与支払届）については必ず電子申請で行っていただくこととなりました。**

このことについては、日本年金機構から令和元年 10 月中旬に「事業主の皆さまへ 2020 年 4 月から特定法人について電子申請が義務化されます。」で案内が届いていることと思います。また、資本金 1 億円以下の事業所様には、「事業主の皆さまへ 日本年金機構からのお知らせ 令和元年 10 月号」で電子申請の利用について案内が届いていると思います。

これらの日本年金機構の案内では、令和 2 年 4 月から現行の e-Gov を利用した電子申請において、無料で取得可能な ID・パスワード「**G ビズ ID**」（経済産業省法人認証基盤「G ビジネス ID」）を利用することができるようになり電子申請が利用しやすくなる旨の説明となっています。

一方、**健康保険組合においては、現在は e-Gov を利用した電子申請には接続ができず、CD や紙で届出をさせていただいています。**このため、新しく国が構築する電子申請環境（マイナポータルを窓口とする電子申請環境）に健康保険組合も参加する予定でしたが、その開始が**令和 2 年 11 月から運用**が始まることになりました（予定）。本来は令和 2 年 4 月の開始でしたが、特定法人の令和 2 年 4 月からの電子申請義務化に健康保険組合への届出は対応できないことになりました。このため、特定法人にとって健康保険組合への電子申請は、4 月の段階で電子申請環境が存在しないこととなるため、省令で定める「その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる」に該当することが厚生労働省より示されましたので、**健康保険組合への届出は 4 月から 10 月までは現状のとおり CD または紙の届出となります。**

つきましては、下記に電子申請の開始時期等について説明いたしましたので、特定法人（資本金 1 億円超の法人等）の対象となっておられる事業所様におきましては、**4 月までに電子申請の準備**をしていただきますようお願いいたします。

資本金 1 億円以下の事業所様も電子申請がしやすくなりますので、是非この機会に「G ビズ ID」の取得の検討をお願いいたします。

また、当健康保険組合では、加入事業所様の資本金や事業年度等を把握しておりませんので、特定法人の対象となっておられる事業所様は、別添アンケートにより、特定法人である旨をお知らせください。「G ビズ ID」などのサポートなどをさせていただきます。

記

- 1 特定法人（資本金 1 億円超の法人等）とは
 - (ア) 事業年度開始の時ににおいて、以下の①または②に該当する法人
 - ① **資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人**
 - ② 銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金額が 1 億円を超える法人
 - (イ) 相互会社 (ウ) 投資法人 (エ) 特定目的会社

- 2 義務化対象の手続きは3つの届出
 - ① 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額算定基礎届
 - ② 健康保険・厚生年金保険被保険者 報酬月額変更届
 - ③ 健康保険・厚生年金保険被保険者 賞与支払届

なお、資格取得届や資格喪失届も電子申請は可能です。

3 電子申請の義務化の開始時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る届出から適用されます。

「事業年度」とは法人税法に規定する事業年度であるため、以下の事例のとおり事業所の事業年度により義務化のタイミングが異なります。

【事例】

- ① 3月決算の場合（事業年度：4月～翌年3月）
 - ・令和2年度の算定基礎届
 - ・令和2年4月以降の改定に係る月額変更届
 - ・令和2年4月以降に支払われた賞与に係る賞与支払届
- ② 6月決算の場合（事業年度：7月～翌年6月）
 - ・令和2年度の算定基礎届
 - ・令和2年7月以降の改定に係る月額変更届
 - ・令和2年7月以降に支払われた賞与に係る賞与支払届
- ③ 12月決算の場合（事業年度：1月～当年12月）
 - ・令和3年度の算定基礎届
 - ・令和3年1月以降の改定に係る月額変更届
 - ・令和3年1月以降に支払われた賞与に係る賞与支払届

4 特定法人の電子申請の運用開始時期

○現在～令和2年3月まで

- ・厚生年金：電子証明書で「e-Gov」申請
または、紙かCDで届出
- ・健康保険：紙かCDで届出



●令和2年4月～10月

「G Biz ID」と「e-Gov」を連携させた電子申請運用開始

- ・厚生年金：「G Biz ID」で「e-Gov」申請
電子証明書でも「e-Gov」申請可能
- ・健康保険：紙かCDで届出



●令和2年11月～

「G Biz ID」と「マイナポータル」を連携させた電子申請運用開始

- ・厚生年金：「G Biz ID」で「マイナポータル」申請
- ・健康保険：「G Biz ID」で「マイナポータル」申請



注意：社会保険の申請は「マイナポータル」に一本化される予定。
「マイナポータル」は、電子証明書での申請ができません。
よって、「G Biz ID」の取得をお願いします。

5 その他

- ・資本金1億円超の事業所様は、別添「特定法人アンケート」を送付ください（期限：1月31日）。
- ・電子申請の義務化は、社会保険労務士が特定法人に代わって手続きを行う場合も対象です。
- ・「G Biz ID」の取得方法は、日本年金機構のお知らせをご覧ください。

以上